

J P 労組北陸退職者の会会報

第12号

2017年4月1日
発行責任者 坂本哲治
編集責任者 串田信行

協力会員制度がスタート



昨年の地方総会で選出された北陸退職者の会役員です

会員の拡大に拍車を 北陸も「準会員」から「協力会員」へ変更

J P 労組中央本部は、退職者の会会員拡大方針として①現職の責務として退職予定者に対し

て連協・支部で説明会等を実施し、退職者の会への加入活動を行うこと、②4月以降に再雇用等で引き続き勤務する組合員が退職者の会にスムーズに加入してい

ただくために「退職者の会協力会員」を設けるので、再雇用等で勤務する組合員に積極的な拡大行動をすること——との指示・指導文書を発出しました。

このことは、J P 労組退職者の会を2014年4月に設立して今日まで加入拡大活動を展開してきましたが、会員数は設立時から減少していることへの対応策として制度化し、定年・勸奨退職が実施される3月末を意図し、会員拡大の取組みを指示・指導したものです。

今回のJ P 労組中央本部の決定内容は、北陸退職者の会が昨年10月1日からスタートさせた「準会員制度」とほぼ同じ内容であり、①会報等の情報を送付、②退職者の会行事には参加出来る、③会費は徴収しない、④慶弔制度の対象とはならない、⑤退職者の会役員にはなれない——などです。北陸退職者の会は、この指示・指導を受け、会員の拡大に拍車をかけます。

北陸退職者の会は昨年10月1日から

『準会員』としてスタートしてきた

J P 労組北陸地本は、1月14日開催の地本執行委員会、および15日開催の支部代表者会議で、中央本部での決定内容を踏まえた具体的な取り組みについて確認しました。

私たち北陸退職者の会は1月15日開催の第2回地方幹事会で、北陸地方本部の

取り組み方針の決定を踏まえて、「準会員」から呼称を変更し、全国と同様の「協力会員」として運用、取り組むこととしました。

なお、協力会員として加入いただく活動は、定年退職および勸奨退職となり継続して郵政の職場に再雇用となるなど、その情報等入

手が出来る現役組織の責務となるわけですが、退職者の会としても現職・現役役員との情報交換を十分に行い、退職者の会自らも協力会員への加入の働き掛けに取り組む体制を連協・支部において強化することとしました。加入拡大にご協力下さい。

「会員からの質問に答えて」 高齢化の進展と高齢者介護について知りたい

平均寿命と健康寿命と介護期間

現在我が国では、65歳以上の人口は25%を超えており、2025年には75歳以上の後期高齢者が二千万人を超えるという推定されています。

2014年の厚生労働省資料によると、男性の平均寿命は80・21歳で、健康寿命が71・19歳、介護期間が09・02年。女性の平均寿命は86・61歳で、健康寿命が74・21歳、介護期間が12・4年。

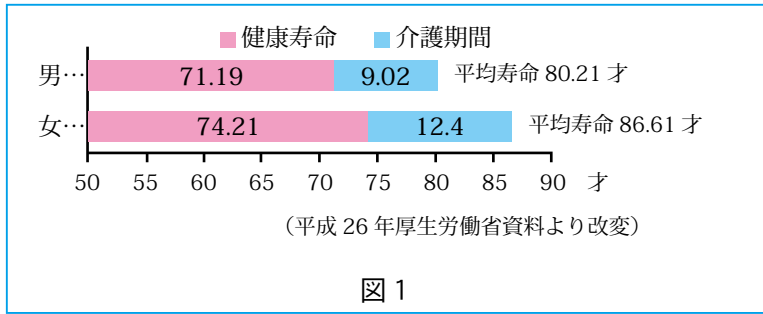


図1

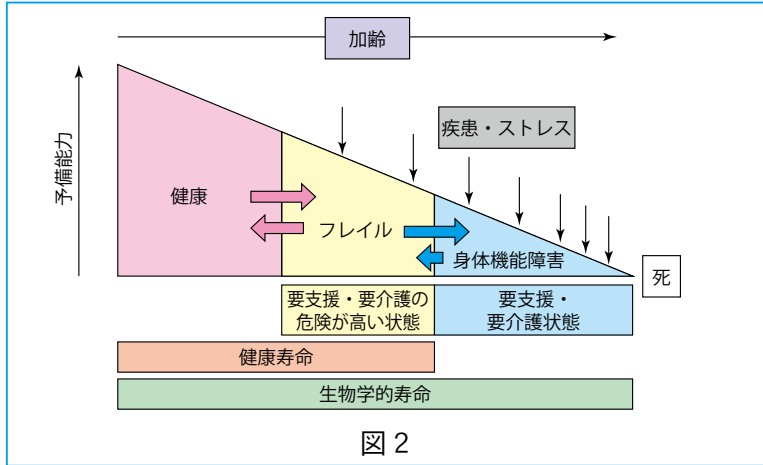


図2

74・21歳、介護期間が12・40年。つまり、男性は平均して約9年、女性は約12年の介護期間を経て死を迎えることとなります。

2017年3月1日厚生

高齢者福祉制度の概要と介護保険制度

I 高齢者福祉制度

現在の我が国においては、高齢者の諸問題に対して多方面からの施策が実施されています。

介護（介護保険法）、福祉（老人福祉法）、医療（高齢者の医療の確保に関する法律）、雇用（高齢者雇用安定法）、虐待（高齢者虐待防止法）、住まい（高齢者住まい法）、年金（厚生年金保険法）の他に福祉用具、移動等に関する施策など。

II 介護保険制度とは

1 はじめに

私たちの社会は、現在、急速に高齢化が進んでいます。

高齢化に伴い、介護を必要とする方の増加が見込まれていますが、少子化・核家族化などにより、家族だけで介護を支えることは困難な状況にあります。

「介護保険制度」は、こうした状況を背景に、介護を必要とする状態になっ

た労働省発表の速報値では、男性の平均寿命は80・75歳、女性が86・99歳とのことです。健康寿命については発表になっていませんが、おおよそ2年前の発表に近い状況と言えます。

いる状態を言います。安心して生活が送れるようまず大切なことは、栄養（食事）と運動です。丈夫な骨や筋肉を保つには、タンパク質、カルシウム、ビタミンDなどの摂取が重要です。筋力維持のための有酸素運動も大切です。

2 介護保険のしくみ

も安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支えることを目的として平成12年4月からスタートしたものです。

介護保険制度は、加入者が保険料を出し合い、介護が必要ときに認定を受けて、必要な介護サービスを利用する制度です。

(1) 実施主体

介護保険の実施主体は、市町村です。市町村は保険

(3) ページに続く

(2ページからの続き)

者として、保険料と公費を財源として、介護保険事業を運営しています。

(2) 加入者(被保険者)

介護保険の加入者(被保険者)は、年齢により第1号被保険者(65歳以上の方)と第2号被保険者(40歳〜64歳の方で医療保険に加入されている方)に区分されています。第1号被保険者の方は原因を問わず、第2号被保険者の方は、加齢による病気(特定疾病)が原因で介護や支援が必要にな

なった場合に、要介護認定を受けて、それぞれの要介護状態に応じたサービスを利用することができます。

(3) 保険料

第1号被保険者は、年金からの天引きや直接保険者に納付する方法で定額の保険料を納付します。第2号被保険者は、国民健康保険料や職場の健康保険料などと一緒に納付します。第1号被保険者も第2号被保険者も保険料は所得に応じて決まります。

IV サービスをつけるときの負担

(1) 利用の際の負担

介護保険のサービスには、サービスごとに利用料金が決められています。サービスを利用したときの負担は、原則介護サービス費用の1割です。そのほか、次の費用が自己負担となります。

- ・施設サービスを利用した場合は食費と居住費
- ・短期入所サービスを利用したときは食費と居住費
- ・通所サービスを利用したときは食費

また、要介護度ごとに定められている1ヶ月に利用できるサービスの上限額(支給限度額)を超えた部分

(2) 利用者負担の軽減

分の利用料は全額自己負担になります。

施設サービスを利用した場合の食費と居住費、短期入所サービスを利用したときの食費と居住費は、所得の状況に応じて負担の軽減措置があるほか、社会福祉法人の提供する介護サービスを利用する場合は、所得状況により社会福祉法人に

V 介護サービスを利用するには

介護が必要と感じて介護サービスを利用しようとするときには、所定の手続きが必要です。

よる利用者負担の減免制度があります。

(3) 高額介護サービス費

世帯での1ヶ月の介護サービスにかかる利用者負担額の合計が所得区分に応じた上限額を超えた場合は、利用者負担軽減のため、超えた金額について高額介護サービス費が支給されます。

サービスを利用するまでの流れは次のとおりです。

(1) 申請

(4ページに続く)

受けられるサービス

(1) 施設サービス

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

(2) 居宅サービス

ア、自宅を訪問してもらって受けるサービス

- ・訪問介護(ホームヘルプサービス)
- ・夜間対応型訪問介護
- ・訪問看護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導

イ、日帰り施設・事業所に通って受けるサービス

- ・通所介護(デイサービス)
- ・認知症対応型通所介護
- ・通所リハビリテーション(デイケア)

ウ、家庭で介護が一時的に困難になったときに施設で受けるサービス

- ・短期入所生活介護(ショートステイ)
- ・短期入所療養介護

エ、福祉用具等のサービス

- ・福祉用具の貸与(レンタル)
 - ・福祉用具の購入
 - ・住宅の改修
- オ、その他のサービス
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
 - ・特定施設入居者生活介護
 - ・小規模多機能型居宅介護



(3ページからの続き)

介護が必要と感じたら、保険者（市町村）の窓口にて要介護認定の申請の手続きをします。

認定の申請は、居宅介護支援事業所や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

(2) 要介護認定
ア、認定調査

申請が受付けられたら、調査員が自宅等を訪問して、ご本人の心身の状況や日常生活状況等の項目について聴き取り調査を行い「認定調査票」を作成します。あわせて、保険者（市町村）の依頼により、主治医（かかりつけ医）に「主



治医の意見書」を書いてもらいます。
イ、認定審査
作成された「認定調査票」をもとにコンピューターで一次判定が行われます。この一次判定結果と「認定調査票中の特記事項」「主治医の意見書」を参考に、介

VI サービスに不満や疑問のある場合

利用しているサービスの内容や対応に不満や疑問がある場合は、次の方法をとることができます。

(1) 事業者に直接苦情を申し立てることができます。

介護保険サービスの事業者には苦情解決のための体制が義務付けられています。また、居宅サービスの場合は担当のケアマネジャーに申し出ることもできます。

(2) このほか、保険者である市町村の窓口、都道府県の国民健康保険連合会、地域によっては設置されている第三者の苦情申し立て窓口にて苦情等について申し立てることができます。



護・医療・保健分野の専門家で構成される「要介護認定審査会」で二次判定を行います。要介護度を決定します。要介護度は、介護の必要な程度によって要介護度が決定されます。
この要介護度に応じて、利用できる介護サービスの上限額（支給限度額）が決まります。また要支援の場合と要介護の場合で利用できるサービスが一部異なります。

なお、要介護認定の結果に不満があるときは、都道府県に設置されている「介護保険審査会」に申し出て裁決を受けることができます。
(3) 介護サービス計画の作成
要介護度が決定したら、本人や家族の要望、生活の状況、利用できるサービスの上限額などを勘案して、「何を」目的として「どのサービス」を「どれ位」使うか、「いつ」使うか、「どこ」のサービスを使うかについて「介護サービス計画」を作成します。

「介護サービス計画」は自分で作成することも可能ですが、介護サービスについて広い知識をもった居宅介護支援事業所の「介護支援専門員（ケアマネジャー）」に依頼して作成してもらおうことが一般的です。「介護サービス計画の作成」については、利用者の負担はありません。
なお、施設への入所を希望される方は、直接施設に申し込まれるか、既に居宅サービスを利用している方であればケアマネジャーに相談することができます。



(4) サービスの利用
作成された介護サービス計画に沿って、介護サービス事業者から介護サービスの提供を受けます。
各サービス事業所においても、「介護サービス計画」の目的に従い、より詳細な「個別援助計画」が作成され、サービスを利用するひとりのために沿ったサービスが提供されます。

石川連協たより

第2回「交流と学習の集い」より 介護保険制度について学ぶ

石川連協(坂本哲治会長)は、3月27日から二日間、会員60名と現役支部代表等8名および来賓・講師2名の合わせて70名の参加の下、山代温泉「葉渡莉」において「第3回交流と学習の集い」を開催しました。



開会の冒頭、坂本会長から①この一年間の活動に対する感謝、②退職者の会がおかれている現状と課題、③今後の退職者の会の活動——などに触れた開会のあいさつがあり、引き続き北陸退職者の会から来賓と

して参加された福井連協退職者の会副会長の政所峯子氏と現役を代表して北陸地本中西書記長からのあいさつをいただきました。
開会せしモノの後、まず第一番目の学習として、「共済の商品を知ろう」との目的で、J P 労組共済生協の西田地方部長から共済商品の説明をいただきました。
引き続き、今回のメインテーマである学習・講演会には、民進党石川総支部連合会副代表「田中美絵子氏

(衆議院議員石川1区候補予定者)に来ていただき、「高齢者の社会保障制度と今後の課題」について講演をいただきました。
講演では、高齢者福祉制度の概要と介護保険制度のしくみ、介護保険で受けられるサービスなど、また現行制度の問題点や今後の課題についても触れていただき、退職者の会員および家族の今後に迫ってくるであろう「介護」問題について勉強になりました。
夕食懇親会は、地元退職

者の会南加賀支部役員(正田会長、吉岡事務局長)の司会・進行で進められ、久しぶりの顔と顔に話しに花が咲き、飲み交わす杯・グラスのお酒・ビールも瞬間に空ビンの山。カラオケも順番が何時になるのか不安なくらいに、2時間の懇親時間もあっという間に終わりとになりました。
翌28日は、朝食後のグループ毎の散策など、それぞれが三々五々帰路につきました。

第3回幹事会報告「衆議院選挙候補予定者の後援会活動」

石川連協退職者の会は、3月27日、第3回交流と学習の集いの前段に「葉渡莉」で第3回幹事会を開催し、今後の活動について協議し、具体的な連協および支部活動について意識統一をはかりました。
その内容は、①第3回交流と学習の集いの進め方、②会員の拡大行動、③衆院議員選挙候補者への当面の

取り組み——など。
会員の拡大については、それぞれの支部が昨年から引き続き取り組んできましたが、その成果が徐々に現れてきており、4月以降も継続して取り組むことを確認しました。
また、次期衆議院選挙への対応については、石川県退職者連合からの要請に基づき、推薦決定をしている

①石川1区「田中美絵子」候補予定者、②石川3区「近藤和也」候補予定者の後援会活動に積極的に参加していくことを確認しました。
具体的には、①候補予定者のパンフレットのポスティングやポスターの掲示への活動協力、②会員宅訪問活動、③後援会事務所での事務応援——など。
会員のみなさんの中で、

ポスティング、ポスター掲示、後援会事務所での事務など、ボランティアへの参加を希望して下さる方は是非支部役員まで「」報下さい。



福井連協たより

福井県退職者連合主催

「瀬戸内クルーズで小豆島」

参加者を募集

福井連協退職者の会（山本忠会長）は、福井県退職者連合が毎年恒例として開

催している親睦旅行「瀬戸内クルーズ小豆島散策」に参加する会員（家族も含む）



前年の福井県退職者連合の親睦会の集合写真
J P 退職者の会からは、山本忠さん夫妻、佐々木洋子さん、小竹照美さん、近藤源一郎さんが参加しました。

福井中部支部（高島文明支部長）は3月5～6日、かんぽの宿福井で、22名の会員の参加の下に「集い聞く話す」を目的とした親睦会を開催しました。

親睦会では、組織生協商品説明会、女性のための講座（①健康に生きるには、②こ

集い聞く話す親睦会を開催

福井中部支部

を募っています。開催日時は、5月22～23日の一泊二日です。食事は昼食二回、夕食一回、朝食二回を含めて参加費は二万五千円の格安での企画提供です。貸し切りバスは、奥越工リア、中部工リア、南部工リアの三カ所を巡ります。本親睦旅行の締め切りは4月20日です。参加希望の



福井中央支部の親睦会
2017. 3. 5～6 かんぽの宿福井

福井連協退職者の会（山本忠会長）は3月13日、第3回幹事会を開催し、新たに会員5名が加入したと総会までに8名の拡大をすることを確認しました。また次回の「おもてなしイベント」は福井支部（山崎治幸会長）が担当し、来

幹事会を開催

会員は、J P 労組福井連協事務局（0776-2210484・漆崎事務員）まで一報下さい。参加者の取りまとめを行っています。参加費については、あらかじめ振り込むか、当日持



第3回連協幹事会の出席者
2017. 3. 13

年4月18日に花見と合わせ一乗谷朝倉遺跡散策し、昼食は名物力ツ丼定食とすることとなりました。続いて西畑ちさよ県議から県政報告、次期衆議院選挙二区候補予定者「斉木武志氏」との意見交換が行われました。

参して払って下さい。また、旅行参加者の方には、別途「旅行日程表」等を郵送します。なお、ご夫婦で一室を希望される方は、追加料金八千円が必要となります。

富山連協たより

**2017年新春の集いに
20名の参加者が集い
会員相互の親睦を図る**



J P 労組富山連協退職者の会（中村繁会長）は、去る2月5日、富山第一ホテルで新春の集いを開催しました。

新春の集いは、会員のみなさんをはじめ現役の会から土肥信次連協議長、川島靖北陸退職者の会特別幹事、富山東部支部、富山西部支部、富山チューリップ支部支部長等来賓の方々など20名の参加の下に開催されました。

当日は、東秀雄事務局長の司会進行で進められ、中村会長の主催者代表あいさつ、来賓各位のあいさつに続いて、富山東部支部齊藤孝一支部長の乾杯の発生で開宴となりました。

富山連協主催の パークゴルフ

富山連協退職者の会は、会員および協力会員（準会員）のみなさんとの親睦と交流を図ることを目的として、「パークゴルフ」を次のおり開催することとしましたので、会員および協力会員のみなさんのご参加をお願いします。

記

- 1 日時 2017年6月15日（木）
- 2 集合 午前9時30分
- 3 開始 午前10時～
- 4 場所 富山市パークゴルフ場
富山市岩瀬天池町1-8
TEL 076-438-1809
- 5 会費 1,000円
(昼食、競技代金含む)
- 6 締切り 4月20日までに同封の葉書またはTEL 076-437-5928までお願いします。
- 7 交通手段
ライトレールとフィダーバスを乗り継ぎます。
◎富山駅北発8時25分に乗り岩瀬浜発9時01分のバスでパークゴルフ場前下車。
◎富山駅北発8時57分に乗り岩瀬浜発9時31分のバスでパークゴルフ場前下車。

連協幹事会を開く

富山連協退職者の会は、3月18日、第3回連協幹事会を開催し、今後の諸活動について協議・決定しました。

まず、会員の拡大については、準会員（協力会員）に参加者等の力の入り方もひとしおで、会員相互の親睦がはかられた新春の集いとなりました。

最後に、笹島副会長の締めあいさつでお開きとなり、参加者は三々五々会場を後にしました。

富山地区は5月12日
高岡地区は5月13日
新川地区は5月11日
砺波地区は5月16日
各地区大会の10日前までに中村会長に申し込むこと。

祝宴の進む中でカラオケ会が始まり、のどに自慢の集いは、初めての企画として、会員手作りの抽選カードによるビンゴゲームが行われ、参加者全員に番号あわせによる商品が当たるように工夫されています。

祝宴の進む中でカラオケ会が始まり、のどに自慢の

その他、富山県退職者連合主催のパークゴルフ大会への参加者の募集を確認しました。

富山地区は5月12日
高岡地区は5月13日
新川地区は5月11日
砺波地区は5月16日
各地区大会の10日前までに中村会長に申し込むこと。

見直そう!! 火災保険

現契約で、万が一の場合に対応出来ますか？

過去の契約のままになっていませんか？

地震災害などへの対応は出来てますか？

頼りになるのはJP共済生協商品です。

会員のみなさん、あなたの家の火災保険の契約内容はご存じですか？

意外と、すいぶん昔に契約したまま、見直しがされていないようです。時には、新築時に借入れ金のため火災保険の契約をし、返

済終了時にその火災保険の契約が切れてしまっていたと言う人もいます。

また、現行契約の火災保険内容が、万が一の場合に「そんな契約内容だったとは知らなかった」などということも耳にしますし、

てつきり全ての補償がされているものと思いついていたために、風水害や地震などの自然災害による補償がされなかったと言うこともあります。

あなたのお住まいは、火災・風水害・雪害から地震まで、さまざまなリスクに対する補償をそなえていますか？

JP共済生協は、古い住宅や家財でも「再取得価額

(火災などによる被害に対して、同程度のものを新たに購入・修理するために必要な金額)」で補償します。

このお知らせを見ていただいたことを機会に、あなたの家の、または賃貸でお住みになっている家屋の火災保険の現状を見直してみませんか。

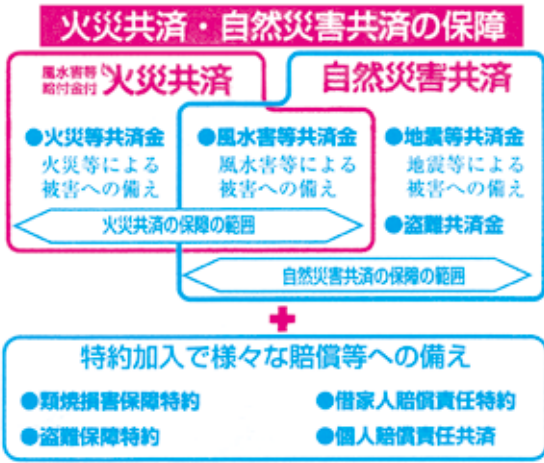
そして、是非、JP共済生協にご相談下さい。

身近な相談は退職者の会

支部役員またはJP共済生協北陸地方部(電話は076・2600・319)

に問い合わせ下さい。

火災共済 もしもに備える
自然災害共済 住まいと家財の保障です



※火災などによる被害に対して、同程度のものを新たに購入・修理するために必要な金額



家財のリスク! ぼやを起こしてしまった。建物は大丈夫だったけれど、家具の被害が大きい…。

JP共済生協の火災共済なら
古い住宅や家財でも「再取得価額※」で保障

落雷のリスク! 突然の落雷でテレビとパソコンが壊れてしまった!

JP共済生協の火災共済なら
「落雷」による被害も保障対象